



高病原性鳥インフルエンザ海外情報

周辺国の野鳥で高病原性ウイルスを確認!!

昨年度以降、我が国の家きん飼養農場では幸いにして本病の発生はありませんが、あおもり家畜衛生情報 No. 4 (H28, 9, 15) でお知らせしたとおり中国や台湾等では家きんでの本病発生が継続しています。

これに加えて、この度、周辺国での野鳥の調査で本病ウイルスが確認された情報がありましたので、皆様と情報を共有します。



●ロシアの情報 (発生場所は OIE (国際獣疫事務局) 疾病情報から)

本年 6 月にロシアとモンゴルとの国境付近でアオサギ等の水鳥から H5N8 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。

●アメリカの情報 (発生場所は OIE (国際獣疫事務局) 疾病情報から)

本年 8 月に米国アラスカ州でマガモから H5N2 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。

このように周辺国の野鳥から本病ウイルスが確認されている場合、これまでの我が国の疫学調査報告によると「シベリアなどから東アジア地域に飛来する渡り鳥はもちろんのこと、北米地域の渡り鳥とアラスカなどで接触する可能性のある渡り鳥が、越冬のために日本へ飛来することによって、新たにウイルスが持ち込まれる可能性がある」とされています。

更に FAO (国連食糧農業機関) によると「過去 2 回 (2006 年及び 2010 年)、南ロシアでウイルスが検出された後 18 か月以内に朝鮮半島及び日本へのウイルスの移動が起こっている」と分析しています。

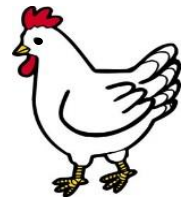
これから渡り鳥飛来シーズンを迎えます。引き続き「飼養衛生管理基準」を守り、本病の侵入を防止しましょう!!

飼養衛生管理基準の要点

- 1 家きんの**健康観察**：異状があった場合は直ちに**家保・獣医師に通報**する。
- 2 **手指、靴の消毒**を鶏舎毎に励行し、**関係者以外立入禁止**にする。
- 3 **防鳥ネット（網目は2cm以下）**を確認し、もし破れ等があったら補修する。
- 4 **飲用に適した水**を給与する。
- 5 **鶏舎、器具の清掃、消毒**を徹底する。
- 6 **衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録**を作成する。
- 7 伝染病の発生予防に関する**最新の情報**を把握する。

特に!! 次のことには細心の注意を払ってください。

- ① 渡り鳥飛来地付近には立ち入らない
- ② 鶏舎入口での衣服・靴底の消毒の徹底
- ③ 防鳥ネットの再点検と速やかな補修



- 高病原性鳥インフルエンザの『特定症状』（一部抜粋）

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった。

※ただし、設備の故障、急激な気温の変化、火災、風水被害等の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。
→この場合も**当所で確認しますので、必ず連絡してください。**

～上記の特定症状のほか～

- ▼ 急激に死亡数が増えた（症状を示さず死亡する場合がある）
- ▼ 5羽以上がまとまって死亡している、またはうずくまっている
- ▼ とさかや肉垂が暗青色になった
- ▼ 嗜眠、沈うつ状態
- ▼ 急激な産卵率の低下

家きんに上記の異状が見られたら

直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください!!

電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474